

江戸川区立学校放課後学習教室「ＥＤＯスク」（小学校） 業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 委託業務名

江戸川区立学校放課後学習教室「ＥＤＯスク」（小学校）業務委託

2 目的

学力の定着に課題の見られる児童を対象に、学力の向上や学習習慣の確立、学習意欲の向上を図ることを目的として実施する江戸川区立学校放課後学習教室「ＥＤＯスク」（小学校）業務を委託する事業者を選定する。

3 委託事業者の募集及び選定の方法

選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、区ホームページに掲載し、募集の周知を行う。

「江戸川区立学校放課後学習教室『ＥＤＯスク』（小学校）業務委託事業者選定委員会」が選定基準に基づき、書類審査及び、プレゼンテーションを実施して委託候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下のすべての条件を満たしていること。江戸川区指名登録業者であることは問わない。

- （１） 法人格を持つ団体であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- （３） 参加表明確認書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- （４） 令和５年度以降、地方公共団体において児童の学習支援のための講師派遣業務を請け負ったことがあること。
- （５） 仕様書の内容を、10校以上対応可能な事業者であること。

5 業務の概要

（１）業務内容

別紙２「要求仕様書」を参照のこと。

（２）業務委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。

ただし、法令違反や重大な管理瑕疵がない場合、かつ、当該年度の成績を評価し、評価結果が優秀・良好の場合、次年度の契約について、会計年度の予算成立を条件として継続可能とする。継続期間は、受託初年度より最長３年を限度とする。なお、状況により評価結果を問わず、最長３年の継続期限を待たずに事業者を再度選定する可能性がある。

（３）予定金額

221,738千円程度（消費税相当分を含む）

令和８年度江戸川区一般会計議決前のため、確約された金額ではない。

6 プロポーザルの日程（予定）

募集の周知開始	令和8年2月12日（木）
参加表明の提出期限	令和8年2月18日（水）
第一次審査（書類審査）における書類提出期限	令和8年2月24日（火）
第一次審査結果通知	令和8年3月初旬ごろ
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月16日（月）
最終決定通知	令和8年3月下旬ごろ

7 契約の締結

- （１） 審査により特定された上位の事業者と契約交渉を行い、事業内容を確定した上で、委託契約の締結をする。ただし、契約締結時の交渉が不調となった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。
- （２） 審査により複数の事業者と委託契約を締結する可能性がある。その際、各事業者が示す対応可能校数より少ない学校数にて、講師の配置が行われる場合がある。
- （３） 本業務委託に関わる予算額に減額が生じた場合、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害発生に対して、本区は責任を負わない。
- （４） 委託契約の締結にあたっては、令和8年度当初予算案が江戸川区議会で成立することを前提として令和8年4月1日から適用される契約の準備行為を行う。
- （５） 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容等を一部変更して契約締結する可能性がある。

8 提出書類（各1部）

A	様式1「江戸川区立学校放課後学習教室『ＥＤＯスク』（小学校）業務委託事業者選定プロポーザル参加表明確認書」
B	（１）様式2「江戸川区立学校放課後学習教室『ＥＤＯスク』（小学校）業務委託事業者選定プロポーザル資料」
	（２）登記簿謄本（正本、履歴事項証明書）
	（３）財務諸表（直近過去3か年分）
	（４）法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の納税証明書 （直近過去2か年分、納付すべき税額が明記されたもの）
	（５）社会保険料の滞納がないことを証明する書類（直近過去1か年分、日本年金機構（各年金事務所等）発行の社会保険料納入確認（申請）書）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収票（換価の猶予）に基づく猶予制度の適用を受けているため納税証明書を提出できない場合は、納税の猶予許可通知書の写しまたは納税証明書の備考欄に特例により猶予制度の適用を受けていることが確認できる納税証明書を提出すること。

9 提出期限

A・・・令和8年2月18日（水） B・・・令和8年2月24日（火）

10 提出方法

（１）Aは下記「12」の事務局宛に郵送、持参、またはファクシミリにて提出すること。

（２）Bは下記「12」の事務局宛に郵送または持参にて提出すること。

いずれも提出期限まで必着とする。当日消印は認めない。

11 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、「プロポーザルに関する質問書」（様式３）を下記「12」の事務局宛に、ファクシミリまたはE-mailにて、令和8年2月18日（水）までに提出すること。質問を取りまとめた上で、令和8年2月20日（金）までに、参加申込した事業者に対して、E-mailまたはファクシミリで回答する。

なお、上記の質問書提出以外での質問は受け付けない。

12 事務局

江戸川区教育委員会事務局教育指導課

住 所 〒132 - 8501 江戸川区中央 1 - 4 - 1

電 話 5662-1634・1635 ファクシミリ 3674 - 5874

E - mail kyouikushidou@city.edogawa.tokyo.jp

担 当 竹村 英森（指導主事） 秋本 翔太（事務係）

13 その他

（１）事前の交渉については一切受け付けない。

（２）様式２「江戸川区立学校放課後学習教室『E D Oスク』（小学校）業務委託事業者選定プロポーザル資料」の作成・提出にあたっては、別途資料の添付は認めない。ただし、所定の様式の行数を追加することは可とする。また、行数の追加によるページ数の増加も可とする。なお、資料は両面印刷の上、30ページ以内に収めること。

（３）第二次審査（プレゼンテーション）の実施内容の詳細については、第一次選考（書類審査）を通過した事業者に対し、その決定通知とともに通知する。

（４）本プロポーザルへの参加に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は全て参加事業者の負担とする。

（５）本プロポーザルの応募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（６）申し込み後に辞退する場合は、事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。また、提出期限までに書類が提出されない場合も辞退とみなす。

（７）提出された書類等は返却しない。

（８）選定経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。